災害と市民社会 一市民立法の考え方一

Disaster and Civil Society: The View of Civil Legislation

椎 野 信 雄*

Nobuo SHIINO

0. はじめに

日本は、「災害大国」と言われているように、災害が多い国である。地震、津波、噴火、台風、落雷、洪水などの天災(自然災害)あるいは、大火や公害や事故などの人災(人的災害)は、日本では、残念ながらよく起こっている現象である。日本では何時でも、何処でも、どんな災害が起こっても不思議ではない、と思っている人が多いはずだ。しかしながら「天災は忘れたころにやって来る」(寺田寅彦)の言葉に表れているように、防災(災害防止)の対策については、それほど意識が高いわけでは無いのが実状である。

「災害」の「災」(わざわい)の漢字の意味については、上の「巛」のサンズイは、「水」の意味であり、下の「火」は、当然「火」の意味であり、「水」(洪水)と「火」(火事)で、「災」害を表しているのだ。「災害」の「害」(そこなうこと、わざわい、うれい)の漢字の意味については、「宀」(うかんむり)は「おおう」の意味で、「主」は「刻みつける」の意味で、「口」は「いのり」の意味だと言われており、「いのりの言葉を刻み、おおう様子」から「わざわい、さまたげ」の意味を表しているそうである。「ワザワイ」の「ワザ」は、鬼神のなす業(ワザ)で、「ハヒ(ワイ)」はその様子を表しており、難儀を被ること、悪い不幸なできごとのことである。

ちなみに英語の「災害」に当たるdis-asterは、幸運の星から離れていること、つまり「不吉な星」を意味している。また英語ではdisaster (災害)とhazard (危機)を区別している。natural hazardとは、「太陽・地球・広域・国家・地方の規模で大気・地質・水理の起因を有する急激な、あるいは緩慢な襲撃事象によって生起された、自然に発生する物理現象」である。natural disasterとは「natural hazardの結果あるいは影響のことである。持続可能性の重大な崩壊や、経済的・社会的発展の破壊を表すものである。」つまり、natural hazardが発生しても、その結果として社会的な崩壊や破壊(要するに被害)がなければ、natural disaster (自然災害)ではないのである。

「人災」は、天災に対する造語であり、十分な対策を講じておけば防げたはずの災害のことである。 人間の怠慢・過失・不注意などが原因で起きた災害のことだ。あるいは天災の被害が、防災対策の不 備や救援の遅延などで増幅された時にも使われる。多くの自然災害では、被害の原因が自然現象で も、人為的要因で被害の大きさが左右されることが多く、自然災害と人的災害の区別はそれほど単純 ではない。また「人災」のうち、被害の規模が大きく、救助が困難である現象が単に「災害」と呼ば れることもある。

自然災害についても、被害や被災者が発生しなければ、それは「災害」とは呼ばれない。人間が居住していない地域で、天変地異が起きても、それは自然「災害」とは呼ばれない。つまり天変地異

^{*} 文教大学国際学部教授

(自然界に起こる異変)の全てが、「天災」になるのではなく、「自然災害」は被災者の存在に相関しているのだ。日本の法令では自然災害は「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害」(被災者生活再建支援法2条1号)と定義されている。「自然災害」は、異常な自然現象の全てではなく、被害や被災者が生じる異常な自然現象のことである。どんな天変地異が生起しても、被害や被災者が生じなければ、「自然災害」は発生しないのである。要するに、被害や被災者が生じないように対策を講じておけば、天変地異は発生しても、「自然災害」(天災)は生起しない。被害が発生するかどうかは、自然現象を取り巻く社会的・人的条件に拠るのだ。究極的には「災害」は全て、定義上、人的災害(人災)ということになる。

災害対策・防災対策の意識が低い日本は、まさに「災害大国」であり、被害や被災者が生じる「災害」が多く発生している国なのである。こうした「災害」によって生じた被害や被害者に対して、日本社会や日本国家は、どのような対応を施しているのだろうか。特に日本の国家や市民社会は、「災害」の被害や被災者に対して、どのように対処しているのだろうか。

1. 市民社会 (civil society) とは?

「災害」の被害や被災者に対処する「市民社会」とは、どんな社会のことなのだろうか。「市民社会」といっても実のところ、日本語では「市民社会」という言葉はいまのところ定着していない。たとえば国語辞典に載っている「市民社会」の意味は、「civil society 特権や身分的支配・隷属関係を廃し、自由・平等な個人によって構成される近代社会。啓蒙思想から生まれた概念」(広辞苑)となっている。また百科事典マイペディアでの「市民社会」の項目では「市民革命ののちに成立し、国民主権による近代国家を構成する社会。第2次大戦以後、歴史学や社会科学において使われるようになった新しい概念である。ブルジョアジーが主導権を握り、産業資本主義とともに発展し、自由主義が支配的なイデオロギーとプロレタリアートの分極化と対立が激化し、市民社会の変質がみられる。」と説明されている。

また、ブリタニカ国際大百科事典では『市民社会 [シミンシャカイ] (civil society) 近代において、封建的社会体制から解放され自由と平等を獲得した自立的個人である市民によって成り立つ社会。本来は西ヨーロッパにおける市民革命(ブルジョア革命)によって成立した社会をさす。これは「第三身分」とみなされていた資本家や知識人らの市民階級が、絶対王政ならびに封建的な主従関係を破って自立した身分を確立し、自由・平等の思想のもとに市民の基本的人権を確保し、政治的には民主主義の理念に基づき、経済的には資本主義に基づく社会を形成したことを意味する。市民社会は、たとえばイギリスでは1640年の清教徒革命、88年の名誉革命を経て確立し、フランスでは1789年のフランス革命、アメリカの場合には76年のイギリスからの独立革命(戦争)によって成立されたとされる。同時に、市民革命を経験しない社会では、厳密な意味での市民社会は生まれないといえる。ドイツや日本においては市民革命が不徹底であったために、その後の近代社会が不徹底であったために、その後の近代社会のなかに絶対主義的要素を含んだ政治体制が出現したとされている。』となっている。

以上のように、日本語で現在流通している「市民社会」という言葉の意味は、私の分類した「ブルジョア市民社会」(椎野2008,p.78.) である。篠原(2004)の言う「古典的市民社会」である。ブルジョア市民社会や古典的市民社会の特徴は、(資本主義的)市場経済が発達することで、「国家」から「社会」が分離するという現象が生じたこととされている。国民「国家」と市民「社会」の分離が生じ、国家から自律した市民社会では市場経済が重視されることになる。国家と市民社会の二元論が成

立し、この二元論はヨーロッパの伝統であった「市民社会と国家の一致の公式」が終焉した時代の産物である。

このようなヨーロッパ近代の歴史的概念である「市民社会」での意味での言葉しか日本語では流通 していないのが現状だと思われる。

この古典的「市民社会」の解説のなかに、civil societyという英語が見え隠れしている。日本語で「市民社会」を理解するためには、この英語のcivil societyがキー概念になる可能性が高いようだ。日本語の古典的「市民社会」のルーツの一つにcivil societyがあることは確かだと思われるので、しばらくこのcivil societyについて検討してみることにする。

civil societyをヨーロッパの伝統に遡っていくと、当然のことながら、古代ギリシア・ローマに行き着く。たとえばアリストテレス(Aristoteles)の『政治学』では、ポリス(都市国家)とコイノニア(市民社会)は同一視されていた、などの説明がなされている。「市民社会と国家の一致の公式」が大前提である。「ポリスとは、徳のある幸福な生活という目的のために相互に結合するコイノニアだ」と、あるいは「ポリスとは、法の原理に基づく自由で平等な人同士の政治社会=政治共同体ポリティケ・コイノニアだ」と説明されている。アリストテレスは、オイコスoikos「家」共同体とポリスpolis都市国家=市民社会(コイノニア)=「政治」共同体を区別したのである。

civil societyのルーツは、ラテン語のsocietas civilis (ソキエタス・キウィリス) だとされている。 これは、アリストテレスの『政治学』(ギリシア語)などのラテン語版(初の翻訳書1261年、普及版 1438年)の影響が大きい。ギリシア語からラテン語へ、このラテン語形がその後ゲルマン・ロマンス 語(英語は、北ゲルマン語群の一つ)に波及していったのだ。ラテン語のソキエタス・キウィリス societas civilisは、ギリシア語ポリティケ・コイノニア(politike koin6nia)政治共同体の訳語であ り、ギリシア語politike koin6niaポリティケ・コイノニアは、communitas civilisコムニタス・キウィ リスというラテン語に訳されていた。ラテン語においてはソキエタス・キウィリスsocietas civilisと コムニタス・キウィリスcommunitas civilis(あるいはコムニカティオ・キウィリスcommunicatio civilis) は同義語なのである。ギリシア語コイノニア(koin6nia) は、ラテン語ではソキエタスsocietasともコムニタスcommunitasともコムニカティオcommunicatioとも訳しうるのだ。 また、ラテン 語のソキエタス・キウィリスsocietas civilisは、societas politicaソキエタス・ポリティカ、societas publicaソキエタス・パブリカとも表現できるのである。つまりラテン語では、civilisキウィリスと politica ポリティカとpublicaパブリカは、同義語なのだ。要するに、ラテン語ではソキエタスsocietasとコムニタスcommunitasが、キウィリスcivilisとポリティカpoliticaが、同義語として二重に使用 されていたのである。キウィリスcivilisとポリティカpoliticaは同義語であり、ここにアリストテレス 的「市民社会と国家の一致の公式」は引き継がれているのだ。

ラテン語版のアリストテレスに基づいて、13世紀のスコラ哲学派のトマス・アクィナス(Thomas Aquinas)などは、聖書キリスト教(カトリック)と中世の都市生活を連結させたと言われている。超世俗的な神の法における共同体コムニタス・ディウィナcommunitas divineと世俗的な人間の法における政治共同体コムニタス・キウィリスcommunitas civilis(アリストテレスの市民共同体)は、歴史内在的な異なる秩序として捉えられていた、ようだ。トマス・アクィナスは、アリストテレスのコイノニアを、「自然」共同体、」「家」共同体、政治共同体communicatio politica、「神」共同体(のさままざまな共同体communicationes)として扱っていた。つまりアリストテレスの市民共同体は、(自然的な)「家」共同体と(超越的な)「神」共同体の間で区別されていたのである。さらにトマスは、ソキエタス・キウィリスsocietas civilis(中世的都市生活)を、societas perpetua(永続時間的な

社会)であるsocietas politica(政治社会)として捉えていたのだ。

こうしたスコラ哲学派のソキエタス・キウィリスsocietas civilis概念は、近代の自然法概念まで通用していくのである。この中で、17世紀になると、ソキエタス・キウィリスsocietas civilis、civil societyがその他の語を排して使用されるようになっていった。そしてこれが、古典的(ブルジョア)civil society論(国家と市民社会の二元論)につながっているのである。

西欧世界ではこの2,30年の間に、こうした古典的な(ブルジョア)civil societyの概念使用に変容が起こってきている。古典的な(ブルジョア)civil society概念の意味ではない、つまり歴史的概念ではない形で、現役の概念として使用されているのだ。以下ではこの新しいcivil society概念の特徴を見ていくことにする。

新しいcivil society論の最大の特徴は、国家(政治システム)と経済社会(市場システム)と市民社会の三領域論であることである。(篠原P96.図3、参照)この三領域が相互作用しながら、第三の新しい領域civil societyに力点を置きながら、議論が展開されているのだ。古典的なcivil societyの中核にあった市場経済は、19世紀になると、一層強力になり(独占資本主義段階さらに金融資本主義段階へ)、これまでのcivil society領域から独立した経済システムを形成するようになった。さらに政治システムと経済システムは合体するようになり、国家独占資本主義状態が顕著になっていった。そしてハーバーマスのいう「システムによる生活世界の植民地化」の状態が実際の現象になったのだ。20世紀における2度の世界大戦がその必然的な結果なのである。

世界大戦が終結し、戦後の時代になると、システムによって植民地となった「生活世界life world」から異議申し立てが起きてきた。国家権力と市場経済によって支配されてきた「生活世界」の中から新しい社会運動が起こり、新しいcivil society論が登場してきた。政治システムと経済システムの二領域から独立した新領域として新しい「市民社会」領域が、「生活世界」を基盤として登場したのだ。新しい「市民社会」領域が登場すると同時に、政治システムと経済システムにも変容の兆しが現れてきた。近代政治システムとしての「国民国家」主義の変容(グローバリゼーション論、ガヴァナンス論、EU論、ソーシャルキャピタル論、コミュニティ論などなど)が生じ、近代経済システムとしてのグローバル金融資本主義への反動(バブル経済・新自由主義・市場経済主義の危機、第三の道論、ローカリゼーション論など)が起き、政治システムと経済システムと新「市民社会」の3領域の綱引き状態が21世紀の現状となっているのだ。

新しいcivil society論の中心概念に「市民的公共性civil public sphere」がある。古典的civil society論にも「市民的公共性」という概念はあったが、それは古典的civil society論と共に、歴史的概念になってしまった。つまり古典的「市民的公共性」は20世紀になると、機能しなくなり、力を失っていたのだ。ところが20世紀の後半に生じた新しい社会運動が、この新しい「市民的公共性」の産みの親となった。「公共性」は、古典的civil society論では「国家的公共性」が主であり、ハーバーマスは、そこに国家システムでも経済システムでもない第三の公共領域(市民的公共性)をイギリスなどのパブリック(the public)に見出していたのだが、残念ながら歴史的には「構造転換」してしまい、機能しなくなっていたのだ。新しいcivil society論が展開できるためには、新しい「市民的公共性」概念が成立できるかどうかが、そのメルクマールになっているのだろう。この点について、日本社会に新しいcivil societyが成立する可能性を見るために、新しい「市民的公共性」が成立する可能性はあるのか無いのかを検討してみることにする。

2. 立法について

新しい「市民的公共性」が成立するためには、新しい社会運動に参加する市民が登場する必要がある。この新しい運動とは、国家的公共性(国民の公共性)ではなく、新しい「市民的公共性」それ自体を生み出す運動なのである。市民の「合意形成」という公共を創出する運動である。日本でもこうした「市民的公共性」を作り出す運動が、1990年代になってやっと萌芽的に見られるようになってきた。

近代の国家は法治国家(立憲主義の民主制)であることを前提に、国民(の意志)の代表機関である議会の制定した法律に基づいて国家権力(行政と司法)を行使することになっている。法律に準拠する政治原理である法治主義を採用しているのだ。さて、「立法」という行為がある。「立法」とは、法律を制定することを意味している。近代の国家観として、三権分立(国民の自由を保障するために国家統治権力を、立法権・司法権・行政権の3権力に分け、独立する機関に委ね、相互の均衡を保つ政治原理)に基づき、立法活動をする機関は国会(議会)であることを、つまり国会が法律を制定することを、そして司法権の独立が認められ、行政は法律に基づいて行われることを、常識としている。

さらに「議会」とは、公選の議員によって組織された、国民・住民の代表者として(立法)事案の審議・決定に参与する合議機関であり、国会・都道府県議会・市町村議会などがある。議会主義・議会政治・議会制民主主義(国民・住民の代表者が議会議員に限られ、その合議体である議会が政治運営の中心となる政治方式)を採用しているのだ。また「議会」の中の「国会」とは、日本国憲法によれば国権の最高機関であり、国家の唯一の立法機関であり、衆議院と参議院で構成され、この両院は主権者たる全国民を代表する選挙された議員で組織されている。(「委任立法」によって立法府以外の国家機関(特に行政機関)が(細部の)法規・法律を作ることもできるのだが。)そして「議員」とは、国会や地方議会などの合議機関を構成し、議決権をもっている人であり、国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員がいる。

さらに『議員立法』(members bill)という言葉があり、これは「議会において議員の発案に基づく立法」であり、国会議員の発議による法案(議員提出法案)に基づいて行われる立法のことである。内閣が提出する政府法案の「政府提案立法」(内閣立法)に対するものである。日本国家は、議員立法と政府提案立法を併用している。しかしながら議会主義の原則からすると、立法権は議会に与えられているので、原則的には議員立法が望ましいと考えられる。また議員立法の数が少ないことは議会の機能低下を測る指標でもあるのだ。アメリカ合衆国では議員立法の形式のみが認められている。

政策立案の主体が官僚制になると、政府立法が多くなる。議員内閣制では、政権与党の政策は政府 法案として提出され、「政府立法」が中心となる傾向があり、「議員立法」は野党の対案など副次的な ものになる傾向がある。現行の国会法第56条では、議員立法には、衆議院20人以上、参議院10人以 上、予算措置のあるものには衆議院50人以上、参議院20人以上の賛成議員が必要となっている。また 国会の委員会(常任委員会や特別委員会)も発議権を有している。会議で議決の対象となる案件であ る「議案」は、法律案・予算案・皇室財産授受・議員懲罰規則・内閣不信任案など議決の対象となる 形を備えたものに限られている。そのうち予算案提出権は内閣だけが持っている。議員立法の過程は 次のようである。1. 党内の各部会での意見固め、2. 政務調査会で立案、3. 衆参の法制局に相 談、4. 必要な議員数の収集(同一会派での収集)、5. 議事運営委員会の了承、6. 国会提出であ る(市民立法機構編p.19-20.)。

3. 市民立法の考え方について

以上見てきたように、日本社会での一般常識では、「立法」活動をする機関は国会であり、国家の唯一の立法機関である国会の議員は立法権を有していることになっている。そして議員立法に際しては、両議院の議院法制局が議員に協力することになっている。しかしながら、日本の国会に提出される法案の大部分は、これまで「政府提案立法」(内閣立法)であった。日本の国会は、政府提出法案を優先して審議し、議員提出法案は提出されても廃案か継続審議になる傾向が高いと言われてきた。内閣政府立法は、各省庁・行政府の職員(官僚)が作成している。つまりは法律に基づいて行政を行うべき行政府(中央官庁)は、自ら法律を作って、それを自ら施行しているのである。日本の国会の立法とは、言わば「官僚立法」(官僚主導の立法)であり、国会議員でなく、各省庁の官僚が内閣法制局とともに行っているものになっているのだ。官僚立法の過程は次のように定式化されている。1.省内討議、2.審議会答申、3.関係各省との連絡・合意および内閣法制局のチェック、4.与党協議、5.事務次官会議の了承と閣議での署名、6.内閣提出法案としての国会提出と成立である(市民立法機構編p.20.)。

ところが、1990年代後半から議員立法が活性化し始めたのだ。21紀になって、内閣法案の提出件数は毎年150件から100件の間を推移する一方で、議員法案(衆法と参法)の提出件数は毎年100件前後なのである。この5年間でみるならば、議員提出法案の全提出法案に占める割合は、4割から5割となっている。議員立法と内閣立法で何が違うかと言うと、法案成立率である。閣法(内閣提出法案)の成立率は9割前後であるのに対して、衆法(衆議院議員提出法案)の成立率が3割前後で、参法(参議院議員提出法案)の成立率が1割前後なのである。

議員立法の活性化の理由として挙げられているのは、1. 与野党間の政策の差異のなさ、2. 連立政権下における与野党協議のしやすさ、3. 官僚制度の信頼の低下による政治主導の立法志向、4. いわゆる市民立法の拡大などが指摘されている(古賀・桐原・奥村p.123-124.)。今後の議員立法の提出件数と成立率の推移状況に注目する必要があるだろう。さて最後に触れられている「市民立法」とは何なのだろうか。

「市民立法」とは、先に触れた日本の国会の伝統であった「官僚立法」(官僚主導の立法)に対抗する手法・技法としての「市民主導の立法」のことである。市民の発案により法律を制定するプロセスのことである。「立法」とは、議会議員の仕事であるという建前を前にして、官僚立法に対比された、市民立法と議員立法の関係を模索しているのだ(協働型の市民=議員立法の可能性)。あるいは市民=政府立法の動きもないわけではない。残念ながら日本には、市民=直接立法の制度はない。また「立法」行為は、中央政府の法律だけでなく、地方政府・地方自治体の法律である「条例」も対象であり、「国家主導の立法」に対して「自治体主導の立法」=「自治立法」という用語も使われつつある。分権一括法の成立で自治立法の範囲が広くなっているのだ。自治体の条例が、市民立法の適役ではないかとの議論も起きている。

自治体の条例制定権には「国の法令の範囲内」という条件がついている。また機関委任事務には条例をつくれないのだ。自治体条例は、国家から画一的な法の執行委任を受けたりするので、地方「行政」が立法イニシアティブを占有してきた。自治体「議会」の立法能力は低いのが常である。こうした中で「市民立法」は、「立法」行為を、国家・官僚の独占状態から、そして地方自治体・地方行政府から、「市民」に戻す試みなのであり、積極的には「市民社会」を形成する市民運動の仕組みの一環である(市民運動は、社会の矛盾に気づいた市民の異議申し立て、市民の声を受け止める仕組み・システムの準備、自己調査や問題解決法の模索などの段階を経て、進展していく)。市民立法という

市民参加は、自治体議会活動への参加なのである。直接請求制度の市民=直接立法、市民=議員立法、市民=首長立法という類型が考えられる。法案の発案の段階に市民の直接参加があり、立法過程は多様である。立法のプロセスとは、少数派からの話し合いの説得の努力であり、妥協の産物を残すことなのである。

分権社会を見込んで市民社会の模索のなかで市民が法案を作るアクション・プログラムを目指した「市民立法機構」が、1995年からの設立準備の結果として、1997年5月に正式に発足したのだ。「市民立法機構」は、これまでの一方的な要求型の市民運動ではなく、市民同士の新たな対話と協調の経験を積み重ねている。

4. 災害と市民立法一阪神・淡路大震災後の市民運動の試み

「市民立法」という言葉が日本語で<市民権>を得たのは、阪神・淡路大震災後の震災復興を目指す市民運動の中で、小田実を中心とした「立法」活動を展開するプロセスにおいてであった。「阪神・淡路大震災被災地からの緊急・要求声明」が1996年3月21日に小田実らによって記者会見で発表されたのだ。市民グループ「被災者に公的援助を!市民=議員立法実現推進本部」が、1996年9月26日に発足した。

大災害が発生した時に、日本政府は、被災者個々人にどのような支援・援助を施してくれるのだろうか。このことが切に問われたのが、1995年の阪神・淡路大震災であった。

「災害大国」の日本においては、現状では災害は避けられないだろう。それならば被災したときに、元の生活に近い形に立ち直れる生活再建のシステム(被災者救済制度)を所望するのは当然の発想であろう。「国及び地方公共団体は、災害が発生した時は、すみやかに施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならない。」(災害対策基本法第8条3項)のである。

たしかに、阪神・淡路大震災のとき、国・県は各種の復旧・復興策を打ち出し、予算処置も施していた。日本政府もあらゆる法律を駆使して全面的な支援をしていた。しかしこの復旧・復興策は、物理的な市街(構造物や産業再建など)への支援施策であり、被災者個々人を支援するものではなかったのだ。日本には被災者個々人を経済的に支援する制度も法律もない、と言われてきた。「国は明治政府以来、国民の私有財産の形成に関与したことは一度もない。私有財産は個人の責任であり、国に責任はない。」(公費による私有財産の形成・個人補償の否定)が公式見解になっていた(これは金融問題には莫大な公費投入をする現実と矛盾していることは誰にでも明白である)。

被災者を公的支援する法律・制度がないならば、市民が自ら法律の原案を作って、国会議員とともに議員立法する「市民=議員立法」が、小田実らの市民運動の手法であった。1996年5月25日に「市民立法案」(公的支援法)の原案が作成された。約一年後の1997年4月10日にこの市民立法案は、参院の賛成議員によって、「災害弔慰金法」(73年)の改正案として提出されることが決まった。5月20日に、市民立法案は、「災害被災者等支援法案」として参院に提出された。6月16日審議未了で廃案寸前だった市民立法案は、17日に継続審議とされ参院災害対策特別委員会に付託された。

1997年12月10日での参院災害対策特別委員会理事たちの勉強会では、「自然災害被害者に公的資金を支給する」法律が必要ということでは各議員の意見は一致していた。1997年12月12日に市民立法案はさらに継続審議となった。1998年4月22日の参院災害対策特別委員会で、自民党など六会派が共同提出した「被災者生活再建支援法案」が可決された。法案の事実上の成立である。市民立法案は審議未了で1998年6月18日に廃案になった。市民立法運動は、市民立法案の内容とはかけ離れた自民党案しか手に入れることはできなかったが、被災者の生活再建に公的支援が必要であるというコンセンサス

「公的支援法成立」は生み出せたのである。

5. 日本の市民社会の行方

日本社会は、新しい「市民社会」を、つまり新しい「市民的公共性」を成立させているのだろうか。新しい「市民的公共性」が成立するためには、新しい社会運動に参加する市民の登場が不可欠の条件である。新しい「市民的公共性」を生み出す運動に参加する人が「市民」なのであり、新しい「市民社会」とは、国家的公共や私企業的公共ではない市民的公共性を作り出す運動に参加する市民が成立させる社会のことである。こうした新しい「市民的公共性」を作り出す市民運動の萌芽的姿のひとつを、本論では、阪神・淡路大震災後の震災復興の公的支援を目指す市民立法実現の市民運動に見出そうとしてきた。この運動における「市民的公共」とは、市民立法の成立のことであり、市民立法を成立させることによって新しい「市民社会」を形成しようとする運動であった。災害が発生した時に、そしてもし被災したときに、被災者の支援を考えてみた時に、被災者への公費による個人保障や支援を実行できる社会制度がないと、気づいたならば、そのような社会保障制度のある社会に日本社会をする運動が、公的支援法の市民立法を目指す市民運動として展開するとき、そこには新しい「市民社会」の形成がみられるのではないだろうか。「市民社会」とは、組織として実態として存在するものではなく、市民的公共性を形成する市民運動と共に形成されるものなのである。その意味で、日本社会は、「市民社会」形成の萌芽段階にあると言えるだろう。

参考文献

小田実「西雷東騒―「民主主義国」「人間の国」の土台としての「市民・議員立法」―」毎日新聞 1999.10.26. http://www.odamakoto.com/ip/Seirai/991026.shtml 小田実2011.10.31

古賀豪・桐原康栄・奥村牧人「第1部 日本の議会制度の変遷―資料―帝国議会及び国会の立法統計 ―法案提出件数・成立件数・新規制定の議員立法―」『レファレンス』国立国会図書館調査及び立 法考査局、2010.11. (pp.117-155.) www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/071807.pdf 2011.10.31 椎野信雄「近代市民社会の登場とその現代的意義:ブルジョア市民社会からシティズン市民社会へ」 奥田・藤巻・山脇編『[新編] グローバリゼーションスタディーズ―国際学の視座―』 創成社2008 (pp.73-86.)

篠原一『市民の政治学―討議デモクラシーとは何か―』岩波新書(872)、2004

自治立法研究会編『分権時代の市民立法―市民発案と市民決定―』公人社、2005.

市民立法機構編『市民立法入門―市民・議員のための立法講座―』ぎょうせい、2001.

似田貝香門編『自立支援の実践知―阪神・淡路大震災と共同・市民社会」―』東信堂、2008.

高橋秀行『協働型市民立法―環境事例にみる市民参加のゆくえ―』公人社、2002.

津久井進『Q&A被災者生活再建支援法』商事法務、2011.

毎日新聞大阪本社震災取材班『法律を「つくった」記者たち―「被災者生活再建支援法」成立まで ―』六甲出版、1998.

松下圭一『政治・行政の考え方』岩波新書、1998

山村雅治『自録「市民立法」阪神・淡路大震災―市民が動いた!』藤原書店、1999.